

国民保護法に基づく緊急一時避難施設の指定について

横浜高速鉄道株式会社（横浜市中区、代表取締役社長 森 秀毅）は、当社が運営するみなとみらい線の地下駅舎5カ所が、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）第184条第1項において準用する第148条第1項の規定に基づき、横浜市長から緊急一時避難施設※として指定を受けたことをお知らせいたします。

※緊急一時避難施設

ミサイル攻撃等による爆風などからの直接の被害を軽減するための一時的な避難施設であり、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下鉄駅舎等の地下施設を想定しています。

【概要】

1. 指定施設

みなとみらい線 地下駅舎5カ所

（新高島駅、みなとみらい駅、馬車道駅、日本大通り駅、元町・中華街駅）

	施設名称（駅名）	所在地
1	新高島駅	横浜市西区みなとみらい5-1
2	みなとみらい駅	横浜市西区みなとみらい3-5
3	馬車道駅	横浜市中区本町5-49
4	日本大通り駅	横浜市中区日本大通9
5	元町・中華街駅	横浜市中区山下町65

2. 指定日

2022年7月28日（木）